

1 大ホール及び小ホール使用料

区分		利用時間及び使用料				
		午前	午後	夜間	全日	延長
		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後6時 ～午後10 時	午前9時 ～午後10 時	正午～午 後1時 午後5時 ～午後6 時
大ホー ル（ホ ワイエ 付き）	入場料等が 3,000 円以下 のとき（入場 料等を徴収し ない場合を含 む。）	23,460 円	31,280 円	31,280 円	86,020 円	7,820 円
	入場料等が 3,000 円を超 え 5,000 円以 下のとき	35,190 円	46,920 円	46,920 円	129,030 円	11,730 円
	入場料等が 5,000 円を超 えるとき	46,920 円	62,560 円	62,560 円	172,040 円	15,640 円
小ホー ル	入場料等を徴 収しないとき	3,960 円	5,280 円	5,280 円	14,250 円	1,320 円
	入場料等を徴 収するとき	7,920 円	10,560 円	10,560 円	29,040 円	2,640 円

備考

- 1 入場料等とは、入場料、会費、負担金その他入場料に相当するものをいう。
- 2 入場料等の額が2以上に区分されている場合は、その最高額をもって上表を適用する。
- 3 仕込み又はリハーサルを行うことのみを目的として利用する場合（これらの行為のみを行う日に限る。）の使用料は、大ホールにあつては入場料等が3,000円以下のときの区分の額の半額に相当する額とし、小ホールにあつては入場料等を徴収しないときの区分の額の半額に相当する額とする。
- 4 午前若しくは午後の時間帯の後又は午後若しくは夜間の時間帯の前において利用時間を延長して利用する場合は、延長の欄の額（備考3に該当する場合は、その半額）を加算する。ただし、午前及び午後又は午後及び夜間の時間帯に連続して利用する場合は、これらの間の時間帯に係る延長の欄の額は、加算しない。

- 5 午前の時間帯の前及び夜間の時間帯の後において利用する場合の使用料は、大ホールにあつては1時間あたり 11,730 円とし、小ホールにあつては1時間あたり 1,980 円とする。この場合において、利用時間が1時間未満のとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。
- 6 上表の時間帯において、規則で定める場合には、時間貸しすることができる。この場合において、大ホールの1時間当たりの使用料は 8,000 円とし、小ホールの1時間当たりの使用料は 1,500 円とする。
- 7 商品の宣伝、販売その他の商業活動及びこれに類する目的をもって行う活動に利用する場合の使用料は、大ホールにあつては入場料が 5,000 円を超えるときの区分を適用した額に相当する額とし、小ホールにあつては入場料を徴収しないときの区分を適用した額の5倍に相当する額とする。
- 8 備考3から備考7までにおいて算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

## 2 楽屋等使用料

区分	使用料（1時間につき）
楽屋 1 又は楽屋 2	310 円
楽屋 3 又は楽屋 4	240 円
楽屋 5	340 円
楽屋 6	220 円
楽屋 7	260 円
楽屋 8	180 円
楽屋 9	210 円
セミナーコート	570 円
キッチンコート（専用利用）	930 円
キッチンコート（調理台個別利用）	1 台当たり 200 円
スタジオ 1	1,130 円
スタジオ 2	410 円
スタジオ 3	450 円
スタジオ 4	580 円
スタジオ 5	210 円
実習室（体験工房）	590 円
会議室 1	240 円
会議室 2	490 円
和室 1	200 円
和室 2	160 円

### 備考

- 1 午前 9 時より前又は午後 10 時から後において利用する場合の使用料は、上表の額に 100 分の 150 を乗じて得た額に相当する額とする。この場合において、算出した使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 2 商品の宣伝、販売その他の商業活動及びこれに類する目的をもって行う活動に利用する場合の使用料は、上表の額の 5 倍に相当する額とする。
- 3 その他施設使用料

区分	使用料（1時間につき）
エントランスホール	1 平方メートルまでごとに 180 円
ホワイトエ（単独利用）	1 平方メートルまでごとに 180 円